

先日、名古屋市内で開かれた講演会で精神科医に「私の子どもが第二次性徴をブロックするホルモン剤をとりたいと言っているんですが、摂らせても大丈夫でしょうか」と質問する母親に出会った。その子どもは、戸籍の性は男性だが、性自認が女性であることから、本人の希望で小学校入学時から女の子として通学しているという。そして思春期にさしかかり、兄のように声変わりしたくないと訴えたため、第二次性徴を抑えるホルモン剤を摂りたいと言っているということだった。

文部科学省は2010年に、性同一性障害について、対応を徹底する「事務連絡」を学校に出しているが、その背景には、性自認にもとづいて学校生活を送ることを望む性同一性障害の児童生徒、そしてその保護者の働きかけがあった。性同一性障害の児童生徒、そしてわが子をサポートする保護者が国を動かしてきたとあってよいだろう。

さらに同省は、2015年、全国の国公私立の小中高校などに、同性愛や性同一性障害などを含むLGBT等（性的マイノリティ）の子どもについて、配慮を求める通知を出した。同性愛や両性愛まで範囲を広げた理由は、学校の対応次第では「いじめ被害や不登校、自殺にもつながりかねない」からだ。この通知において文部科学省は、子どもが相談しやすくするために、教員が性的マイノリティについての心ない言動を慎むことや、子どもの服装や髪形について否定したり、からかったりしないよう明記した。また、その前提として、児童生徒に向けた、いじめや差別を許さない「人権教育」の推進も促している。

LGBT等の当事者やその保護者の働きかけを受け始まった取り組みは大学にも波及している。お茶の水女子大学は、戸籍上は男性だが性自認が女性である、トランスジェンダーの学生を2020年度から受け入れることを決定した。女子大が、「戸籍が男子」の学生の受け入れを表明したのは、日本では初めてのことである。「戸籍が女子」を前提としてきた女子大にとって、大きな転換といえよう。ちなみにトランスジェンダーとは出生時に割り当てられた性別とは異なる性のありようを求める状態を指す。お茶の水女子大のほかにも、奈良女子大も2020年4月よりトランスジェンダーの学生の受け入れを決定した。

では、女子大でない大学にとって、LGBT等をめぐる課題は無関係と言えるだろうか。女子大でなくても、戸籍の性とは異なる性別で学校生活を送ってきたという高校生が中京大学への受験を希望するということは十分あり得るし、私が知らないだけですでに大学に

はそのような相談が寄せられているかもしれない。さらにいうなら、LGBT等の学生はすでに本学に在籍している。

日本学生支援機構は2018年12月、「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」という冊子を発行した。「大学等においても、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解を増進し、差別や偏見をなくすとともに、いわゆる『性的マイノリティ』である学生が学生生活を送る上で特有の支援等が必要となる場合があることから、個別の事案に応じ、当該学生の心情等に配慮した対応を行うことが必要」だからである(同冊子「はじめに」より)。

なぜ大学がLGBT等の学生のことを念頭に置いた施策に取り組む必要があるかと言えば、全ての学生が良好な修学環境のもとで大学生活を送れるようにする義務が大学にはあるからであり、学生や教職員の理解のない行動が「いじめ被害や不登校、自殺にもつながりかねない」からである。とりわけ全学共通教育を担当し、すべての学部の学生と接している国際教養学部の教員は、他の学部以上にLGBT等の学生と出会う機会が多い。私たちは、「LGBTと大学」を切実な課題として考える時期に来ている。